

宮崎港振興協会宮崎港物流活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎港の利用促進と物流活性化を図ることを目的として、宮崎港発の定期航路を利用する運送事業者が、一ツ葉有料道路を利用した場合に予算内の範囲において補助金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 この補助金は、宮崎港振興協会に加入している運送事業者に対し、当該運送事業者の運送車両が、宮崎港発の定期航路の利用に際し、一ツ葉有料道路を利用した場合に交付するものとする。

(補助額)

第3条 補助金の額は、最大積載量5t以上の車両について、1台あたり150円とし、補助限度額は一事業者あたり30万円とする。

(補助金の交付方法)

第4条 補助金は、交付対象期間を以下の区分により前期と後期に分けて精算払いにより交付するものとする。

前期 4月から9月分

後期 10月から3月分

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1)宮崎港物流活性化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2)年間利用計画書(様式第2号)
- (3)その他会長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 会長は、前条に規定する申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付の決定をするものとする。

2 会長は、前項の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を「宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定通知書」(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請内容の変更)

第7条 前条の補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という)は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに「宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定変更承認申請書」(様式第4号)を、会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1)申請者の住所、事業所名、代表者名を変更したとき。
- (2)その他会長が必要と判断したとき。

- 2 会長は前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについてこれを承認し、「宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定取消・変更通知書」(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者が第5条に規定する申請を取下げようとするときは、速やかに「宮崎港物流活性化支援事業補助金交付申請取下げ書」(様式6号)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請の取り下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
 - (2) 補助事業者が偽り又は不正な行為により補助金の交付を受けた場合。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 会長は、前項の規定に基づく取消しを行ったときは、「宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定取消・変更通知書」(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類を、事業完了の翌月20日までに会長に届け出なければならない。

- (1)宮崎港物流活性化支援事業補助事業実績報告書(様式第7号)
 - (2)利用実績報告書(様式第8号)
 - (3)利用証明貼付用紙(様式第9号)
 - (4)その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の「利用証明貼付用紙」(様式第9号)には、宮崎県道路公社の発行する証明書(通行証明書又は領収書)に、船会社の乗船証明を付した利用証明を貼付しなければならない。

(補助金の交付確定)

第11条 会長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、その成果が補助金の交付内容及び付した条件に適合すると認めたときは、「宮崎港物流活性化支援事業補助金交付確定通知書」(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による交付確定通知を受けたときは、速やかに「宮崎港物流活性化支援事業補助金交付請求書」(様式第11号)を会長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 会長は、前条の規定による交付請求書の提出を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(補助金等の返還)

第14条 会長は、補助事業者が虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日より施行する。

(経過措置)

平成27年度における第4条第1項に規定する「前期」については、「6月から9月分」とし、「後期」については、「10月から3月分」とする。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

要綱様式

要綱関係条項	名称	様式
第5条	宮崎港物流活性化支援事業補助金交付申請書	様式第1号
第5条	年間利用計画書	様式第2号
第6条第2項	宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定通知書	様式第3号
第7条第1項	宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定変更承認申請書	様式第4号
第7条第2項 第9条第2項	宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定取消・変更通知書	様式第5号
第8条第1項	宮崎港物流活性化支援事業補助金交付申請取下げ書	様式第6号
第10条第1項	宮崎港物流活性化支援事業補助事業実績報告書	様式第7号
第10条第1項	利用実績報告書	様式第8号
第10条第1項 第10条第2項	利用証明貼付用紙	様式第9号
第11条	宮崎港物流活性化支援事業補助金交付確定通知書	様式第10号
第12条	宮崎港物流活性化支援事業補助金交付請求書	様式第11号

(様式第1号)

宮崎港物流活性化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

宮崎港振興協会
会長 清山 知憲 殿

申請者の住所 〒

申請者の事業所名

代表者の氏名

電話番号

印

宮崎港物流活性化支援事業に対する補助金の交付を受けたいので、宮崎港振興協会宮崎港物流活性化支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

(添付書類)

(1) 年間利用計画書 (様式第2号)

(様式第2号)

年間利用計画書

(単位/台)

前期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計①
利用計画台数							

後期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計②
利用計画台数							

年間利用計画台数①～②計

台

注) 申請月からの一ツ葉有料道路及び定期航路(上り便)を利用する車両の見込み台数を記入ください。

注) 実績報告書(様式第7号)・利用実績報告書(様式第8号)・利用証明貼付用紙(様式第9号)は、前期・後期ごとにそれぞれ翌月の20日までに請求書(様式第11号)とともに提出してください。

(様式第3号)

宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定通知書

宮港振指令第 号
年 月 日

様

宮崎港振興協会
会長 清山 知憲

年 月 日付で交付申請のあった宮崎港物流活性化支援事業に対する補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交 付 決 定 額 _____ 円

【遵守事項】

- 1 住所、事業所名、代表者名の変更、取下げ等の理由が生じたときは、同要綱に従い、速やかに報告すること。
 - 2 前期分において、補助上限額を超えた場合であっても、後期分の利用実績報告書（様式第8号）により当該年度分の利用実績を報告すること。
 - 3 補助金の交付を受けるにあたって、偽りその他不正な手続きを行わないこと。
- ※上記の事項に違反が認められた場合は、補助金の返還を求めることとなります。

文書取扱
宮崎港振興協会事務局
(宮崎市 課内)
TEL: 40-1961

(様式第4号)

宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日

宮崎港振興協会
会長 清山 知憲 殿

申請者の住所 〒

申請者の事業所名

代表者の氏名

印

電話番号

年 月 日付け宮港振指令第 号にて交付決定を受けた補助金について、宮崎港振興協会宮崎港物流活性化支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第5号)

宮崎港物流活性化支援事業補助金交付決定取消・変更通知書

宮港振指令第 号
年 月 日

様

宮崎港振興協会
会長 清山 知憲

年 月 日付け宮港振指令第 号にて交付決定した宮崎港物流活性化支援事業に対する補助金については、下記のとおり取消し・変更したので、宮崎港振興協会宮崎港物流活性化支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

文書取扱
宮崎港振興協会事務局
(宮崎市 課内)
TEL: 40-1961

(様式第6号)

宮崎港物流活性化支援事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日

宮崎港振興協会
会長 清山 知憲 殿

申請者の住所 〒

申請者の事業所名

代表者の氏名

印

電話番号

年 月 日付け宮港振指令第 号にて交付決定を受けた補助金について、宮崎港振興協会宮崎港物流活性化支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、交付の申請を取下げます。

(取下げの理由)

(様式第7号)

宮崎港物流活性化支援事業補助事業実績報告書

年 月 日

宮崎港振興協会
会長 清山 知憲 殿

申請者の住所 〒

申請者の事業所名
代表者の氏名
電話番号

印

宮崎港物流活性化支援事業に対する補助金について、宮崎港振興協会宮崎港物流活性化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて実績報告書を提出します。

記

- 1 実績期間 前期分 後期分
※どちらかに

2 添付書類

- (1) 利用実績報告書(様式第8号)
(2) 利用証明貼付用紙(様式9号)

(様式第8号)

利用実績報告書

(単位/台)

前期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計①
利用実績台数							

後期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計②
利用実績台数							

年間利用実績台数①+②計 台

注) 申請月からの一ツ葉有料道路及び定期航路(上り便)を利用した車両実績台数を記入ください。

注) 実績報告書(様式第7号)・利用実績報告書(様式第8号)・利用証明貼付用紙(様式第9号)は、前期・後期ごとにそれぞれ翌月の20日までに請求書(様式第11号)とともに提出してください。

※船会社の証明押印後の通行証明又は領収書（写し可）をすべて
のり付けしてください。

(様式第10号)

宮崎港物流活性化支援事業補助金交付確定通知書

宮港振指令第 号
年 月 日

様

宮崎港振興協会
会長 清山 知憲

年 月 日付で交付決定をした宮崎港物流活性化支援事業補助金については、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額
- 前期分 円
- 後期分 円

文書取扱
宮崎港振興協会事務局
(宮崎市 課内)
TEL: 40-1961

(様式第 11号)

宮崎港物流活性化支援事業補助金交付請求書

年 月 日

宮崎港振興協会
会長 清山 知憲 殿

申請者の住所 〒

申請者の事業所名
代表者の氏名
電話番号

印

宮崎港物流活性化支援事業補助金を、下記のとおり請求します。
なお、補助金受領については、下記口座に振込していただくよう依頼します。

記

1 請求額（交付確定額） _____ 円

前期分 後期分
※どちらかに☑

2 振込口座

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 信用金庫		店
	預金種類	1 普通預金	2 当座預金	
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			